平成２３年（フ）第３８号
石川県七尾市小島町西部20番地１　メゾン唐崎６号、従前の住所石川県七尾市小島町西部22番地１小島仮設住宅Ｂ―４号　従前の前住所石川県七尾市南藤橋町子部29―１
債務者　呉山知枝美
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月31日午後１時10分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第３９３号
愛知県安城市小川町天神32番地
債務者　酒井　恵子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月17日午後１時55分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３９６号
愛知県豊田市古瀬間町坂能瀬114番地90
債務者　田渕　紋巳
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第１６１号
滋賀県彦根市高宮町1345―５　シティライフ彦根105加藤洋方、開始決定時の住所滋賀県彦根市西今町564番地
破産者　尾本　省三
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第５８１号
滋賀県高島市安曇川町西万木27番地２
破産者　株式会社マリオ鉄筋
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４５号
北海道旭川市工業団地三条１丁目２番21号
破産者　三栄流通株式会社
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６２号
北海道帯広市西三条南29丁目22番地３
破産者　木本建設株式会社
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
青森市西滝２丁目31番15号
破産者　有限会社ＳＨ企画
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６５０号
横浜市港北区高田東３丁目44番23号
破産者　有限会社マイスター巧芸
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６号
石川県小松市浜佐美本町54番地
破産者　有限会社美優建設
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第４５０号
岡山県倉敷市真備町有井1743番地の１
破産者　真備運輸株式会社
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２６７号
香川県高松市天神前５番22号
破産者　株式会社精工舎
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３８５号
宮崎県都城市蓑原町2357番地７
破産者　石神　徳市
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第６５７号
札幌市豊平区平岸１条22丁目２番30―201号
破産者　田島　良一
1　破産債権の届出期間　平成23年９月22日まで
2　一般調査期日　平成23年10月13日午後３時30分
平成23年９月１日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９１５号
札幌市厚別区厚別西２条１丁目１番１号メゾン平川101号、開始決定時の住所札幌市北区新琴似11条６丁目４番８号
破産者　福田　幸夫
1　破産債権の届出期間　平成23年９月26日まで
2　一般調査期日　平成23年10月７日午前10時
平成23年９月２日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７９８号
札幌市北区屯田６条１丁目２番８号
破産者　荒滝　清志
1　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
2　一般調査期日　平成23年10月14日午前11時15分
平成23年９月２日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５７号
北海道札幌市中央区南15条西15丁目１―17―801号室、開始決定時の住所北海道美唄市東１条北２丁目２番６号
破産者　川西　良司
1　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
2　一般調査期日　平成23年12月16日午前10時30分
平成23年９月２日
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１５３９号
札幌市北区南あいの里３丁目３番８号
破産者　十川　晴已
1　破産債権の届出期間　平成23年10月３日まで
2　一般調査期日　平成23年11月７日午前11時
平成23年９月２日
札幌地方裁判所民事第４部